

令和3年6月定例会 県土整備委員会（事前）

令和3年6月16日（水）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、県土整備委員会を開会いたします。（13時19分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 報告第2号 令和2年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 令和2年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料2）
- 「徳島県国土強^{じん}靱化地域計画」の進捗状況について（資料3-1, 3-2）
- 「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況について（資料4-1, 4-2）
- 「徳島プレミアム生活衛生クーポン」の発行について（資料5）
- 消費者行政新未来創造シンポジウム～新未来創造戦略本部開設1周年記念～について（資料6）
- 中国広東省の原子力発電所からの放射性物質漏れに係る対応について

谷本危機管理環境部長

危機管理環境部の6月定例会提出予定案件につきまして、お手元に配付しております危機管理環境部の県土整備委員会説明資料により、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計でございます。

危機管理環境部における6月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、10億3,700万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で144億5,123万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明でございます。

まず、危機管理政策課、防災総務費の摘要欄①のア、危機管理調整費では、令和2年度からの繰越しをお認めいただきました危機管理調整費のうち、危機事象発生に対する備え

として10億円を確保しているところではありますが、現時点において7億5,300万円を執行する見込みであることから、今後も新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急対策や感染拡大等の新たに生じる事象に即応するため、10億円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

消費者政策課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①のア、新規事業、消費者情報センター整備事業では、徳島県消費者情報センターの移転先となるアミコビルの駅前商業施設という立地を生かし、より一層県民にとって利用しやすい施設とするための整備費として、3,700万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

その他の議案等、（1）令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

さきの1月臨時会及び2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定したことを御報告させていただきます。

5ページ、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、47億3,085万7,300円となっております。

主なものとしまして、危機管理政策課所管の防災対策指導費、25億9,984万3,000円については、感染拡大防止に積極的に取り組む飲食店の皆様に応援金を助成する「新しい生活様式」実装推進事業、飲食店応援事業や、感染防止対策の取組や施策について周知啓発を行う新型コロナウイルス感染症対策啓発事業などがございます。また、危機管理調整費、18億3,199万2,000円については、危機事象発生に対する備えに要する経費でございます。

これら、事業につきましては、引き続き、早期執行に向け取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

令和2年度事故繰越し繰越計算書でございます。

グリーン社会推進課所管の一般環境対策費、3億4,000万円については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け水素製造装置等の納品が遅れ、水素ステーションの年度内完成が困難となったため、やむを得ず事故繰越しとなったものでございます。

早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては以上でございます。

この際、7点御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

6月1日の県土整備委員会以降の動きについて、簡単に御説明いたします

6月2日、第54回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、とくしまアラートの引下げについて、アラート指標の5指標7項目全てが国のステージIを下回っていること。また、専門家会議からの発動基準からすれば感染観察・注意としてもよいが、インド株をはじめとする変異株の状況などを鑑みて、1段上のアラートであるステージI、感染観察・強化にすることが妥当との御意見を踏まえ、とくしまアラート感染観察・強化へ引き下げることと決定いたしました。

6月10日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、感染状況が改善傾向にある群馬県、石川県、熊本県の3県については、まん延防止等重点措置を6月13日

をもって終了することが決定されました。

現在、緊急事態宣言が10都道府県、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県に発出中であり、まん延防止等重点措置についても5県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県に適用中となっております。

今後とも、県内の感染状況を先読みし、次なる変異株による感染の再拡大、リバウンドを抑えることができるようしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況(見込み)についてでございます。

6月1日の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加案件につきまして、御説明させていただきます。

商工労働観光部の2段目、「みんなで!とくしま応援割」事業につきましては、観光庁の支援制度である地域観光事業支援を活用し創設したものであり、6月2日に、とくしまアラートをステージI、感染観察・強化へ引き下げたことにより、県内の新型コロナウイルス感染状況に鑑み、今後、県内観光需要の早期回復につなげるため、宿泊・日帰り旅行助成や周遊クーポン等に係る経費として、1億8,500万円を活用し、支援してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

「徳島県国土強^{じん}靱化地域計画」の進捗状況についてでございます。

徳島県国土強^{じん}靱化地域計画につきましては、大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強^{じん}靱化を推進するための計画であります。

平成27年3月に計画を策定し、推進期間の4年が経過した令和元年度には、事前復興やSDGsなどの新たな視点を反映させ、令和4年度までの計画として改定を行っております。

2、令和2年度末の進捗状況につきましては、それぞれの取組を達成、順調、要努力の3段階で評価しており、全取組数174件のうち達成が33件、順調が133件、要努力が新型コロナウイルス感染症の影響もあり8件となっております。

その下、3、令和2年度に要努力となっているもの、新たに達成となった取組を抜粋させていただきます。

次に、資料3-2を御覧ください。

「徳島県国土強^{じん}靱化地域計画」の改定(案)についてでございます。

まず、I、取組の追加といたしまして、1ページから2ページにかけ、県営住宅の長寿命化対策工事、リタイアインフラを活用した広域物資輸送拠点の整備、日和佐港における岸壁の耐震化の三つの新たな取組を追加しております。

続きまして、3ページをお開きください。

次に、II、取組の見直しといたしまして、5ページにかけ、大規模地震発生時の建物被害による死者ゼロを目指すための取組の推進、災害リーダー薬局の設置、災害時おくりり供給車両の導入に伴う医薬品供給体制の向上に向けた研修・訓練の実施等の3項目について、取組内容の修正を行っております。

さらに、Ⅲ、重要業績指標の見直しにつきましては、5ページの下段から8ページにかけ、目標の修正を行ったものでございます。

主なものとしたしまして、5ページ下段の老朽化対策に着手した施設数、7ページ最下段の被災建築物応急危険度判定士の確保人数の2項目について目標の上方修正を行っております。

続きまして、資料4-1を御覧ください。

「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況についてでございます。

「とくしま-0作戦」地震対策行動計画は、徳島県国土強靱化^{じん}地域計画の部門計画として位置付けられているものであります。

令和2年度末の進捗状況につきましては、全取組数380件のうち達成が41件、順調が321件、要努力が18件となっております。

3、令和2年度に要努力となっているもの、新たに達成となったものを抜粋させていただいております。

要努力となりました主な理由としたしましては、徳島県国土強靱化^{じん}地域計画の進捗状況とも共通する部分がございますが、昨年度はコロナ禍において防災に関する講座や啓発活動が十分に行えなかったことによります。

今年度は、時間や場所に制限されずに多くの方が御参加いただけるようウェブ開催を実施するなど、実施方法に工夫を凝らすことにより地域の防災力向上につながる人材育成に努めてまいります。

次に、資料4-2を御覧ください。

「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の改定(案)についてでございます。

今回の改定におきましては、5Gやフェーズフリーなど、時代に応じた新たな取組として、日和佐港(恵比須浜)の岸壁の耐震化、住宅の耐震化や減災化の促進、5Gを活用した河川監視カメラの整備や「フェーズフリー」の推進による県民防災力の向上の4項目を今年度から追加させていただいております。

以上、御説明させていただいた徳島県国土強靱化^{じん}地域計画及び「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況や改定案につきましては、去る5月31日に開催いたしました学識経験者等の皆様に構成される推進委員会において、委員の皆様から御助言を頂いたところであり、更に今議会で御論議いただいた上で、県民の皆様にご公表するとともに適切な進捗管理を図ってまいります。

続きまして、資料5を御覧ください。

徳島プレミアム生活衛生クーポンの発行についてでございます。

去る6月1日の当委員会において御審議いただきました徳島プレミアム生活衛生クーポンにつきましては、詳細が決まりましたので御報告いたします。

本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活衛生関係4業種が厳しい経営状況にある中、県民にとっての生活必需サービスである生活衛生業の事業継続と感染拡大防止の両立を図るため実施するものであります。

前回の委員会の後、新たに決まったこととしたしまして、クーポンの概要のうち、販売開始日は来週月曜日の6月21日からとし、販売店は資料に記載の県内40店舗で販売、利用期間は6月21日の販売開始日から12月31日までとしたします。

また、6月14日にコールセンターを開設するとともに、本日専用ホームページを開設し、県民や事業者の方々に広く周知してまいりまたいと考えております。

続きまして、資料6を御覧ください。

消費者行政新未来創造シンポジウム～新未来創造戦略本部開設1周年記念～についてでございます。

令和2年7月30日、国の本庁機能を有する恒常的拠点である消費者庁新未来創造戦略本部が本県に開設され、まもなく1年の節目を迎えようとする中、来る7月5日、消費者庁主催による開設1周年の記念シンポジウムが開催されますので、御報告いたします。

当日は、井上信治内閣府特命担当大臣も来県され、デジタル社会と消費者行政を全体テーマとし、新未来創造戦略本部の取組や成果が報告されるほか、日本と欧州の現状や対策についての基調講演、更には日本の取り組むべき方向性についてのパネルディスカッションが行われる予定です。

なお、当シンポジウムは新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン配信も行われる予定です。

本県といたしましては、今後とも新未来創造戦略本部と連携し、新次元の消費者行政、消費者教育の推進にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、資料はございませんが、1点御報告がございます。

6月14日、中国広東省にある原子力発電所から放射性物質漏れが起き、周辺地域で放射線量が高まっているとのアメリカのCNNテレビの報道を受け、昨日から放射線量を測定するため徳島市、鳴門市、美波町、三好市の4か所に設置しておりますモニタリングポストの計測値の観測を続けてまいりましたが、これまでに観測したデータに大きな変動はございませんでした。

県としましては、引き続き、当該発電所に関する報道や国からの発表を注視するとともにモニタリングを続け、測定データに異常値が出れば適切に対応を行ってまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

立川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

私からは、6月1日の委員会においてお伺いしました今月1日から20日までとなっている新型コロナウイルスの感染拡大防止集中取組期間の取組について質問します。

5月31日に飲食店への営業時間短縮要請が終了した後、リバウンドが心配されておりましたが、この間、本県の新規感染者数はゼロの日も多く見られるなど落ち着きを見せており、13日には中学校において久々にクラスターが発生したものの関連する感染者は現時点で6人とのことで、大きな広がりにはなっておりません。

これも県民の皆様や事業者の皆様が、今年4月から5月にかけての感染の急拡大を繰り返

返さないよう日頃から感染防止に御協力いただいている結果であるとともに、県が集中取組期間に実施しているPCR検査の積極的活用などの取組が抑止力を発揮しているものと考えております。

そこで、県が現在実施している飲食店へのモニタリングPCR検査と県外からの帰省者への事前PCR検査の二つの事業における、これまでの取組の実績や成果について御説明をお願いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、県の新型コロナウイルス対策集中取組期間の一環として実施している飲食店へのモニタリングPCR検査、それから県外からの帰省者への事前PCR検査、この二つの事業における取組の実績等について御質問を頂いたところでございます。

まず、飲食店に対するモニタリングPCR検査につきましては、6月1日の委員会でも御説明しましたように、まだ緊急事態宣言が継続されております京阪神等から多くのお客さんが本県の飲食店を訪れることによって、デルタ株といった感染力の強い変異株のウイルスが本県に持ち込まれる危険性があることから、ガイドライン実践店であり、かつとくしまコロナお知らせシステムという、お客さんが店に寄った際に感染者が寄っていた場合には感染状況を知らせてくれるシステムでございますが、こちらに登録している県内全域の飲食店を対象に、手挙げ方式で従業員の方に無料で週1回のPCR検査を受けていただくことで、飲食店における感染を早期に発見し封じ込めにつなげるとともに、協力店に対してはステッカーを交付して、県民の皆様にご利用を推奨し、感染防止対策に取り組む飲食店を応援するものでございます。

この検査につきましては、6月1日から6月15日までの間に227店舗、972人から申込みを頂いており、6月15日現在で75店舗、229人の方に少なくとも1回はPCR検査を受けていただき結果が判明しております。今のところ全て陰性であります。

結果が判明した飲食店については直ちにステッカーをお送りするとともに、県のホームページにおいてこれらの飲食店の情報を紹介させていただいております。

次に、帰省者に対する事前PCR検査でございます。

こちらは、やむを得ない事情で帰省しなければならない方に無料で事前にPCR検査を受けていただくことで、県内へのウイルスの流入を県外において食い止めるものでございます。

この検査につきましては、6月1日から6月11日までの間に236人からお申込みを頂いたところであり、6月15日時点で、そのうち182人のPCR検査の結果が判明しまして、そのうち陽性の方が1名おられました。

この陽性者につきましては、検査結果が判明後、直ちに県から連絡をとらせていただきまして、最寄りの保健所に連絡するとともに徳島への帰省を見送ってもらうように依頼しました。

ただ、実はその前に御本人に体調不良の症状が出てきていたことによって、別の医療機関でPCR検査を受けて陽性と判定されたので、既に県外の宿泊医療施設に入っておりました。

ただし、もしこの陽性者の発症が遅れて出てきておりましたら、本県の事前PCR検査

がなければそのまま本県に帰省されたものと思われまして、その意味でこの事業につきましては実施する意義が十分に示されたものと受け止めております。

福山委員

それぞれの事業について短い期間でありながら、それぞれ成果が上がっていることは承知しました。

この集中取組期間は今年20日までとなっております。

政府は、同じく20日が期限となっている緊急事態宣言の取扱いを明日17日にも決定すると言われておりますが、県においても集中取組期間が終了した後の対策をどうするか、近いうちに決定するものと思います。

私は、今年20日をもって10都道府県に発出されている緊急事態宣言が全て解除された場合であっても、しばらくの間は現在取り組んでいるような対策を継続していくべきだと考えております。

県内の感染者数は今は確かに落ち着いておりますが、これから夏休みの期間に向けて京阪神をはじめ県外との人の往来が活発になると予想され、新型コロナワクチンが県民に行き渡る前に感染スピードの速い変異株が流入すると、今年の4月や5月のような感染の急拡大が再び起こりかねません。

飲食店のモニタリングPCR検査についても、せっかく制度を立ち上げた以上もう少し継続するほうが望ましいということを含め、今年21日以降においても、集中取組期間に取り組んでいるPCR検査等の対策は基本的に継続するべきと考えておりますが、県の方針をお聞かせください。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、現在続けておりますPCR検査等の取組については基本的に継続するべきと考えるが県の方針を聞きたいという御質問を頂きました。

委員のおっしゃるように、報道によると明日6月17日に、現在の緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置の対象となっている区域の取扱いをどうするかについて、政府が結論を出すというふうに言われております。

こういったことに併せて、6月20日までの本県の集中取組期間終了後にどういった対策を講じるかといったことについて、今週中にも新型コロナウイルス対策本部会議を開いて決定する必要があると考えております。

委員お話しのとおり、今後、夏休みやお盆を控えて県内における人流が増加し、それに伴って変異株が流入してくる危険性は十分に考えられることであり、またこれから新たな変異株が海外から流入してくることも考えられまして、その未知の脅威に対応していくことも必要でございます。

また、現在ワクチン接種が進行しておりまして、そちらのほうに医療従事者の方の手が取られているといったような状況もあり、今はまだ高齢者のワクチン接種が7月末に終わるといった推進状況であることを考えますと、県としてもこれから来ると言われている第5波の感染拡大に備えるため、当面の間は現在やっている集中取組期間における対策を原則として継続していくことが必要だと考えており、現在はその方向で検討を進めていると

ころでございます。

福山委員

今後当面の間は、県としても集中取組期間に実施した対策を原則として継続する方針であると伺い安心しました。

この時期の対策について、6月21日から具体的にどの時期までの実施を考えているのかお伺いします。

坂東危機事象統括監

集中取組期間に実施した対策につきまして、集中取組期間の後、どこまでの期間かという御質問を頂いております。

先ほど永戸課長からも御説明申し上げましたが、仮に県外、特に大阪などの緊急事態宣言が発出されている所の宣言が、報道で伺っている限りでは現在緩和される方向であるということで、実際に1週間当たりの新規感染者数については、北海道や沖縄県は別にして、いずれもステージⅢよりもおおむね下回っているという状況でございます。ある程度緩和されるということになった場合、そうした地域からの人の流れ、特に関西圏については本県に非常に近いということもあり、人流の増加が懸念されております。

あと、6月21日以降の大きなトピックスとしますと、7月23日から8月8日までの期間にオリンピックが開催されます。そうなりますと、オリンピックに伴う全国的な人流の増加がもう一つの懸念材料としてあります。

さらに、オリンピックが8月8日に終わった後、今度はお盆の季節に入って、阿波おどり、それからお盆、必ずしも海外の方ということではなく、国内の方々の観光や帰省といった人流の増加が考えられ、こうしたことが感染拡大のリスクとして懸念されると我々は認識しております。

一方、ワクチンに関しましては、一つは医療従事者に関するワクチン接種は県内においてほぼ完了しているということ。高齢者につきましても7月末を目標として、希望者へのワクチン接種が完了する見込みであること。さらに、企業や大学等における職域接種も6月21日から準備ができた所で順次開始されるということで、こちらのほうは感染を抑止するという良い方向のファクターとして入ってきます。

これらを踏まえまして、要するに、リスクが上がる要因と社会的にそれらを抑制できる要因の両方がこの時期に重なってくると考えられております。

したがって、県では国における緊急事態宣言の取扱いを注視しておりますが、この結果に合わせて、県のほうでも県対策本部会議を開催して時期を決定したいと考えておりますが、基本的にはオリンピックやお盆の期間をカバーするような形を含めて、検討してまいりたいと考えております。

福山委員

今回、緊急事態宣言が解除されれば、我が国は次の第5波の感染拡大に備えた新たなステージに入ることとなります。

本県への次の波を早期に発見し感染拡大を早期に封じ込めるため、引き続き、県民の皆

様や事業者の皆様の理解と協力を得ながら、次期の対策をしっかりと進めていただくようお願いして、私の質問を終わります。

黒崎委員

この資料を見るとどうしても確認だけしておこうと思ひまして、質問いたします。

まず、消費者行政についてであります。

この新型コロナウイルス感染症の下、社会が大きく変わろうとしておりますが、消費者行政の中にどのような変化があったのか。ざっくりとで結構でございます。なければならないでいいですし、あればあるで説明してください。

熊尾消費者政策課長

ただいま黒崎委員から、新型コロナウイルス感染症に関連しまして、消費者関係で何か変化があったかという御質問を頂きました。

まず、我々の消費者行政において、消費者情報センターという相談を受け付ける機関がございます。令和2年1月ぐらいから新型コロナウイルス感染症の影響が出始めたかと思うのですが、これまでの累計で申しますと、新型コロナウイルス感染症関係で267件の御質問を消費者情報センターに頂いているところでございます。

そのうち主なものとしたしまして、例えばホテルでの結婚式やコンサートなどのキャンセルに係るものが81件、また、最近では減ってきているところではございますけれども、一時多かったのがマスクの関係で、品薄であったり、高額な販売価格であるというような相談が68件ございまして、その二つで全体の5割以上を占めておるところでございます。

最近につきましては、先ほど申しましたマスク等の御相談は減ってきているというところでございます。

また、これは今後心配されることなのですけれども、ワクチン接種に伴いましてワクチン詐欺といったことが懸念されるところでございます。

全国の状況ということで、国民生活センターが公表しておりますデータを拝見しますと、今年4月22日までのデータでございますけれども、ワクチン詐欺が疑われる案件が17件あったというふうに聞いてございます。

ただ、幸い本県におきましては、ワクチン詐欺につながるような相談は寄せられていないという状況になってございます。

黒崎委員

やはりもうこんなことが起こってきているのですね。

さらに、少し聞きたいと思うのですが、ワクチン詐欺について4月22日に17件というふうなことで、これは具体的にどういったことを指すのでしょうか。

熊尾消費者政策課長

黒崎委員から、ワクチン詐欺について御質問を頂いたところでございます。

聞いてございますのは、例えば、保健所を名乗る者からワクチン接種ができるから10万円を振り込むようにというような話があったり、無料でワクチン接種を受けられるのです

けれども、あなたのお家は借家ですか、持ち家ですかというような質問があったというふうに聞いてございます。

黒崎委員

こういった相談があった場合には、どのように対応なさいますか。

熊尾消費者政策課長

ただいま黒崎委員から、こういったワクチン詐欺の相談があった場合の対応策ということで御質問を頂きました。

我々の機関といたしまして、先ほど申しました消費者情報センターがございまして、こちらで土曜日、日曜日も含めて県民からの御相談を受けておるところでございます。

もし、こういう不審な電話等があった場合につきましては、消費者情報センターあるいは市町村が設置してございます消費生活センターに御連絡を頂ければと思っております。

黒崎委員

こういった内容のことについて、付託委員会でまた詳しく聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あともう1点、この度、グリーン社会推進課ができました。説明資料の1ページを見ますと、5億9,564万1,000円の予算が付けられております。

このグリーン社会について、イメージ的には分かるのですが、あえてお尋ねしたいと思っております。どのようなことをなさる所なのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま黒崎委員から、グリーン社会について御質問を頂きました。

これまでは脱炭素社会と言っておったと思いますが、グリーン社会とは温室効果ガスの削減と経済成長を両立させるような形で脱炭素を実現していくという社会のことです。

本県では、その実現に向けて自然エネルギーや水素エネルギーに率先して取り組んでまいりましたし、県民の方々のライフスタイルを変革するような啓発も実施してまいりました。今後は、こういった取組を更に力強く進めていきたいと考えております。

黒崎委員

脱CO₂と経済活動を両立させたいということでございますが、これは担当部局がかなり広い範囲に及ぶのではないかと思います。

そういった場合に、グリーン社会推進課だけで全体をとすることはなかなか難しいのではないかと想定できるのですが、県庁内的にはこれをどのようにまとめていこうとされておりますか。

杉山グリーン社会推進課長

4月1日に知事を本部長とするグリーン社会推進本部という組織が立ち上がっており、

ここを中心に全庁的に一丸となって取組を進めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

本部が立ち上がったというのは、立ち上がったから立ち上がったのですが、どのようなことをどのようになさっていくのかということが重要だと思います。

立ち上げた後、どのようなタイムテーブルで進めていかれるのか。詳しいタイムテーブルは必要ないとしても、県庁内で共有しなければいけない部分とそれぞれで独自の部分があると思うのです。そのような整理整頓について、いつまでにやるといったような細かいことは決まっておりますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

先日、第1回の本部会議を開いたところをごさいますて、その中で、ただいま委員がおっしゃったようなスケジュール感等をこれから決めていくことが確認されたところをごさいます。

黒崎委員

これは知事が本部長をなさるということですね。

したがって、知事が本部長をなさるので他部局もしっかりと協力しなければいけないということになっているのか、いないのか。このあたりのことが大変重要だと思うのです。

産業と脱CO₂を両立させるというのは本当に難しいと思います。

先ほども企業局関係の委員会で、金融業界あるいは証券業界といったところで、どういった電気を買っているのかによって、その法人を格付けしたり、評価を変えたりということが始まってきているというふうなことでございました。

また、国のほうでも、市町村がどの程度関心があるのかなどと手挙げ方式で競わせるようなことが起こってくるというようなことが新聞紙上でも匂わされております。

そんな中、このグリーン社会推進課が担う役割というのは大変重いと思います。山根さんがグリーン社会統括監として担当されるということでございますが、これは山根グリーン社会統括監の腕に懸かっていると思いますので、その気持ちを少し聞かせていただき、本気度をしっかりと伝えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

山根グリーン社会統括監

ただいま、グリーン社会の推進についての県の方向性といったあたりを御質問いただいたところをごさいます。

先般、第1回目の推進本部会議を開き、知事から指示事項を頂いたところをごさいます。

この指示事項につきましては、6月9日に国のほうで開催された国・地方脱炭素実現会議において地域脱炭素ロードマップが示されたところをごさいますて、このロードマップの中で、国、自治体、地域企業、これをいかに組み合わせしっかりと推進していくか。ただいま委員がおっしゃったような地域での促進事業を進めながら、八つの重点項目を推進し、グリーン社会の実現、脱炭素に向けてしっかりと取り組んでいくかということが決

まったところでございます。

県におきましても、このロードマップを参考にしながらしっかりと推進していくと同時に、また一方で、以前、地球温暖化対策推進法が一部改正になったところでございますが、この中でも市町村における取組がいかに重要であるかということで、市町村の計画について協議会等を設置しながら十分にやっていこうではないかということで、この2本柱について、我々としましても国と連携しながら、市町村、地域企業を含め、また金融業といったあたりと同時に連携し、しっかりとやっていきたいと考えておるところでございます。

あわせて、県庁内につきましては、先ほどの推進本部との水平連携を軸として、農業分野や交通分野も含めて、しっかりと連携しながらやっていきたいと考えておるところでございます。

黒崎委員

しっかりお願いしたいと思います。

各部局に声を掛けて、どんなことはどのように考えているのか、あるいはどのようにするつもりでおられるのかと話を聞いてみたら各部局ばらばらで、そういった意思がまだ伝わってない所もあるように思いました。

易しいようでなかなか難しいことだろうと思います。同じ県庁で隣同士で仕事しているから本当に分かっているかといったら、そうではないかもしれない。そういうことを克服していかなければならないという難しさがあります。是非とも、各部局との共通言語をしっかりと探って、成功するようにしていただきたいと思うことが一つございます。

それと、地方自治体としっかりと連携をとっていくということもございます。これも大変大事なことだと思いますので、これもよろしくお願いしたいと思います。

また、先ほどは出てきませんでしたでしたが、県民にどのような協力を頂くのかといったことについても大変重要なことだと思います。県民の力を借りる、県民を巻き込んでいくということも、是非ともしっかりと考えていただきたいと思います。

いずれにしても難しいことだと思いますし、我々も応援していきたいと思いますので、しっかり頑張っていただきたいということをお伝えして、終わります。

吉田委員

私からも、ただいま黒崎委員が質問されたことと少し重なる部分もあるのですが、地域脱炭素ロードマップについてお聞きしたいと思います。

まず、先ほど山根グリーン社会統括監から御答弁がありましたけれども、5月26日に地球温暖化対策推進法が改正したということで、地域を中心としたということが一つのポイントということで御説明いただきましたけれども、この改正の主なポイントはどのようなところなのでしょうか。改めてお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律についての御質問がございました。

ポイントとしましては三つございまして、一つは長期的な方向性を法律に位置付けると

ということで、脱炭素に向けた地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定の目標、それから菅総理大臣が行いました2050年カーボンニュートラル宣言、これらを基本理念として明確に法に位置付けております。

二つ目が地方創生につながる再生可能エネルギー導入の促進ということで、地域、特に市町村が求める環境配慮や地域貢献といった方針に適合する再生可能エネルギー活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を図り、自然エネルギーによる地域創生を促進していく制度を設けております。

三つ目が、企業からの温室効果ガス排出量の報告を原則デジタル化して開示請求を不要とし、公表までの期間を短縮するといったところが主な改正点となっております。

吉田委員

2番目の地方創生に関わる再生可能エネルギーの部分につきまして、一昨年、私は地方創生対策特別委員会に所属していましたが、その委員会の中に再生可能エネルギーの担当者がいらっしゃらなかったのも、これはすごくおかしいのではないかと考えて発言したことがございます。

今回、法律ができたということで、再生可能エネルギーは地方創生につながるということを国から明確に示してもらったので、これは本当に良かったと思っております。

3番目に御紹介していただきました企業の排出量情報のオープンデータ化につきまして、徳島県では一定以上の企業に排出量削減計画の提出義務があるので、これまで提出してもらっていたと思うのですが、この有効活用として表彰制度はあったと思うのですが、去年、前の委員会でそのデータについてお聞きしたところによると、余り活用されていない。データは取っているけれども、それで指導したりというところまでは踏み込んでいないというお答えがあったと思うのです。

これについてデジタル化することはもちろんですが、もう一步踏み込んで活用していただきたいという要望があるのですけれども、それについてはどうでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、企業からの温室効果ガス排出データをもっと有効に活用してはという御提案がございました。

先ほど山根グリーン社会統括監からもありましたように、これから民間事業者や市町村と一緒に温室効果ガスを削減していくことがポイントになると考えております。

そういう点で、温室効果ガスを大量に排出しているような所につきまして、例えば自家消費である太陽光を設置したら減ります、あるいは再生可能エネルギー由来の電気を買ったらどうですかといったことを提案することも検討してまいりたいと考えています。

吉田委員

県からも企業に対して様々な提案をしていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

データがデジタル化されオープン化されるということは、同時にさらされるということなので、企業が自助努力を積んでいくことも期待できるのですけれども、よろしくお願ひ

いたします。

あと、先ほども出ておりました地域脱炭素ロードマップが示されたということなのですが、このロードマップの全体的なスケジュールみたいなものが分かりましたら、お願いしたいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、地域脱炭素ロードマップについて御質問を頂きました。

この地域脱炭素ロードマップは、菅総理大臣が2050年のカーボンニュートラルを宣言した後、国と地方で検討を行う新たな場を立ち上げるという方針が打ち出されまして、国・地方脱炭素実現会議が設置され、そこから出てきたものとなります。

ロードマップでは、今後5年間で対策を集中実施して全国で100か所以上の脱炭素先行地域を創出したいとしております。また、先行地域のほかに屋根置き太陽光パネルやCO₂フリーの自動車の運行といった重点対策を全国で実施するとしておまして、2030年までを脱炭素社会実現に至る重要な期間と位置付けておるところでございます。

吉田委員

100か所の脱炭素先行地域づくりについて、お聞きしたいと思います。

5年間で全国100か所以上ということなのですが、徳島県としてこの先行地域を県内に作ってほしいという思いがあるのですが、どういうふうに取り組まれますか。

杉山グリーン社会推進課長

まず、1点訂正させていただきます。すみません。

2025年までに方向付けをして、2030年までに脱炭素を図るのが脱炭素先行地域でございます。

この選定方法につきましては、まだ国から示されておられません。国から選定・選出するのか、あるいは手挙げ方式になるのかといったところで、まだ不明な点がございます。

県としては、積極的に脱炭素先行地域づくりに取り組んでまいりたい。特に市町村になると思いますので、支援してまいりたいと考えております。

吉田委員

これは市町村が主になって、例えば1,000人ぐらい住んでいる地域で脱炭素のモデルを作るということなのですが、各市町村で対策の担当がいらっしゃる所もあったり、なかったりで、大変意識の高い首長がいらっしゃる所は全国でも先行している所があると思いますが、徳島県ではなかなかというような現状だと思います。

是非お願いなのですが、先ほど協議会を作っているいろいろなことで期待しておりますが、県としてロードマップづくりに関する市町村参加の学習会みたいなものを継続してほしいという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま吉田委員から御提案がありました市町村の方向けの研修会やセミナーといった

ものについて、地域脱炭素ロードマップや改正地球温暖化対策推進法は両方とも市町村が主役になってくると思いますので、まずは法律やロードマップの趣旨を御説明した上で、更に全国の優良事例といったものを紹介していくところから始めたいと思います。

吉田委員

既に県庁内でもグリーン社会推進本部が4月1日に立ち上がったということで、非常に期待しておりますので、よろしくお願いします。

あともう1点、これは要望なのですが、PCR検査の拡充について、先ほど福山委員からも御質問、御要望がありましたが、この間ある一定の成果はあったということで、坂東危機事象統括監からもありましたように、これからオリンピックとお盆のファクターがあり、またワクチンがどんどん進んでいくということがあって、その中でなるべく検査体制も続けていきたいというような御答弁でした。

昨年の全国的ないろいろな反省も踏まえて、初期は検査体制が不十分だったこともありましたが、検査もだんだんと拡充していて、この度もあともう一息というところに来ていると信じているので、是非、検査体制を続けていっていただけたらと私からも要望しておきます。先ほどと同じ答えと思うので御答弁は要りません。よろしくお願いします。

山田委員

私からも、まずは今日提案されております危機管理調整費の関係からお聞きします。

今回新たに10億円というふうに出ました。新型コロナウイルス対策の上で非常に重要な財源になるわけですが、事前委員会や付託委員会といった各定例委員会でこの執行状況等の見込みがずっと出てくるということになっているわけですが、執行状況がよく分かりません。

この危機管理調整費が昨年の4月補正から出てきたわけですが、今回の10億円も含めて、執行状況がトータルで一体どういうふうな状況になっているのか。2月議会では残額も出ましたけれども、見込みも含めた執行状況及び執行残額の状況について御報告いただけますか。

永戸危機管理政策課長

本日の提出資料の中で示させていただいている昨年度の2月補正分と今年度の2号補正40億円分の合計50億円のうち、47億5,300万円という資料は御提示させていただいておりますけれども、今、手元に昨年度の資料や執行状況等がすぐには出てまいりませんので、また後日報告させていただきます。

山田委員

そんなに複雑なことは聞いていないけれど、分かりませんか。

永戸危機管理政策課長

後日、御報告させていただきます。

山田委員

今回10億円を出されていますが、当然、今までどれぐらい計上されて執行済みが幾ら、また見込みも含めてこれだけだと、2月議会の時には繰越しの関係も資料で出ています。毎議会この危機管理環境部関係の事前委員会や付託委員会であるのですけれども、ずっと積み重ねて状況が出ているわけです。

しかし、トータルでということがなかなか出てきてないもので、是非とも、それを分かりやすい資料で提出していただきたいとお願いしておきます。

特に、危機管理調整費というのは非常に重要なもので、恐らく使い道が決まったら国の分に振り替えたり、あるいは臨時交付金対応ということで、県独自というよりはほとんど全てがそういうボリュームになるだろう。また使い便利も結構いいということなので、是非ともそういう点をお願いしたいと思います。

また、先ほど吉田委員からも話が出ましたPCR検査の関係なのですけれども、先日この点で知事とやり取りしまして、鳥取と徳島の関西広域連合2県を比較したら、徳島県の累積感染者数は鳥取県の3.7倍ぐらいあるのですけれども、検査人数は鳥取の7割台で徳島のほうが少ないのです。

量的な問題だけではなく、実は質的にもスーパースプレッダー、いわゆる感染力の強いところもしっかり把握するし、デルタ株はまだ今は検討中ですが、イギリス株は基本的に検査対象にするという量的にも質的にも非常に取組が優れていると慶應義塾大学の先生方も指摘しているような状況もあるので、是非とも、徳島でもそういう点をしっかりしていただきたい。

ワクチン接種は重要です。早期に打つことが重要なのですけれども、社会的に全体まで広がるには少し時間が掛かります。そういうことから見たら、PCR検査の戦略というのは少なくとも必要になってくると私は思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

坂東危機事象統括監

PCR検査体制についての御質問を頂きました。

こちらについては、保健福祉部局との相談も必要になってまいりますが、ワクチンが行き渡るまでの間の一つの有効な手段と我々も考えておりまして、実際に集中取組期間、それからその前の4月、5月の感染拡大の時期においても一定の成果を挙げてきていると認識しております。

したがいまして、他県の先行事例につきましても参考にしながらではありますが、今後の効率的、効果的な実施について検討を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

当初、知事が打率論ということで、お金を掛けて検査してもなかなか陽性者がという立場に立たれたこともあったのですけれども、今回の申入れの中でそういう打率論という立場には立たないと明言されたこともあって、是非とも、その辺の安心・安全な無症状者を早く発見する仕組みを取っていただきたいと思います。

次に、今日提案を頂いた資料3-1、徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の進捗状況の点でいろいろ聞きたい点もあるのだけれど、まず一つは、要努力の中の住宅の耐震化率です。

2018年度時点では82パーセントの推計から、達成は困難として死者ゼロを目指すという目標に切り替えたと既に報道もされているわけですがけれども、ここの点について御報告いただけますか。

鈴江事前復興室長

ただいま、住宅の耐震化についての御質問を頂きました。

今回、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画や徳島県国土強靱化地域計画のほうで耐震化の目標設定について、従来の耐震化100パーセントを目指すから、いわゆる死者ゼロを目指すという目標を変えております。

これにつきましては、平成15年の耐震化率が65パーセントであったものを全国トップクラスの耐震化の補助等を住宅課で取り組み、平成30年度には82パーセントと15年で17パーセント引き上げるといった一定の効果は出ておりますけれども、耐震化率100パーセントに向けてはなかなか到達していないということがあり、昨年夏に外部の有識者会議を設置し、その中で新たな対策を踏まえた耐震改修促進計画の改定に向けて準備を進めてきたということでもあります。

その改定に合わせて、なぜこうした耐震化が進んでいないかという実態を調査する必要があるということで、住宅課が実態調査を行いました。それによりますと、一般世帯はリフォーム等のタイミングが合えば耐震化は行います。ただ、耐震性のない住宅の6割が高齢者の単身世帯や夫婦世帯であって、後継ぎがないなどの事情でなかなか耐震化できないと諦めているということが見えてきたという実態がございます。

こうした実態を踏まえて、耐震化率100パーセントを目指すのではなく、各々の世帯構成や生活形態など個々に応じた耐震方法を満たすべきではないかということで、家具の固定化や部分的な耐震化といったことに取り組みまして、命だけは守る減災の考え方を取り込み死者ゼロという新たな目標にするという計画を住宅課が作っているというふうに聞いております。

山田委員

これは引き続き住宅課等にも聞きながら進めていきたいと思えます。

もう1点、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の進捗状況でも確認したいのです。

この中で、自主防災組織間のネットワークの推進というのが要努力ということで出ています。2020年度で16市町村にとどまったということです。

以前この委員会で質問したことがあるのですがけれども、2018年度中に24市町村全部で結成するというふうな方針を立てました。これは令和元年10月2日の危機管理環境部関係の委員会ですがけれども、その時点でも15市町村だった。この時点で既に海陽町が手を挙げているという話もあって、それが進んだだけでほとんど状況が動いていない。徳島市、阿南市、阿波市、三好市、上勝町、神山町、藍住町、つるぎ町が残っています。

令和元年ですから既に3年余り前で、状況が全然進捗していないのです。これはどういうふうな状況なのですか。

國安防災人材育成センター所長

ただいま山田委員から、計画にあります自主防災組織間のネットワークの推進について、状況が進んでいないのではないかと御質問を受けました。

これにつきまして、市町村内における横の連携組織を結成するための前提として自主防災組織という団体があるのですが、そちらの県下の組織率は94.2パーセントということになっております。そういった中で、市町村のネットワークを図るための連絡会が未達成の市町村の状況として、御指摘のとおり8市町村が未達成の状況であります。

この中には県全体の組織率を下回る市町村と、一方で組織率が高いにもかかわらず未達成の市町村が混在している状況となっております。

なぜこの市町村で未達成なのかということの検討を進める上で、状況を把握する必要があると考えまして、未達成の市町村の現状の課題を把握するとともに、連絡会の結成に向けた協力を求めているところです。

現状を市町村にお伺いしたところ、中山間地域の町では、高齢化の進展により活動の活性化が課題となっており、新たな連絡会という組織の立上げが住民にとって負担となること。一方、新興住宅地を抱える地域では、新旧住宅のつながりの希薄化や自治体活動の低迷により市町間での連絡会結成が難しいとのことでありました。

各市町も現状を変えるべきと考え、現在、それぞれの連絡会結成に向けた対策を講じ始めております。

例えば、小学校区域単位や広いエリアを包括する地区単位での連絡会結成を目標としている市町村があるとともに、地域防災計画を見直す中で新たに連絡会の必要性を位置付けようとする市町や結成に向けた取組を始めている市町村が出てきており、今年度につきましても、年度当初に今年度中に作りたいと御相談を頂いた市町村もありますので、県としても御支援させていただきたいと考えています。

地域特性が様々ある中で、市町の取組や進捗状況がそれぞれ異なっているのですが、共通して抱える悩みとして高齢化や過疎化による地域の防災力を支えるリーダーの人材不足、また次の世代を担う人材をいかに育成していくかが改めて浮き彫りとなっておりますので、県も市町村と連携してしっかりと連絡会の結成に向けて支援してまいりたいと考えています。

山田委員

状況自体は分かったのですが、やはり数字的にはなかなかで、先ほども言ったように市町村と共にいろいろ努力はされているのでしようけれども、これについては引き続き注視していきたいと思えます。

この検討委員会の中で、避難所の運営リーダーを2020年度末で357人、2022年度までに370人養成するというふうな状況でしたけれども、委員から性被害などを防ぐため女性の割合を数値目標で示してというふうな意見があったと言われております。

当然、これはそういう角度で検討されるのでしようということ、簡潔に御答弁いただけたらと思えます。

國安防災人材育成センター所長

女性の人材育成についてということですが、防災士も含めて、これから防災に関わる者

につきましては男女の差なく御活躍していただきたいと考えておりますので、当然、強制はできないのですけれど、防災人材育成センターとしても希望者に対する人材育成を図らせていただきたいと考えております。

山田委員

女性の数値目標も一応掲げる方向での検討に入っているということでのいいのですね。

國安防災人材育成センター所長

最近男女間差別をなくすということで、県の申請書において全体的に男女の受入れで定数を設けたり、男女の記載もしないという形になってきておまして、少し難しいところではあるのですけれど、委員のおっしゃいますように女性の活躍の場として、そういう形が必要だということは重々分かっておりますので、そのあたりを含めて市町村にも御協力いただきたいと考えています。

山田委員

是非ともそういう格好で頑張ってもらいたいです。

最後の質問ですけれども、今日報告があった徳島プレミアム生活衛生クーポンです。

前回の委員会でいろんな議論をしてきたわけですけれども、委員会後の取組について、それからステッカー掲示店、利用できる店等々はどういうふうな状況になっているのかということについて、お答えください。

都築安全衛生課長

当クーポンの利用店舗につきまして、取りまとめ団体の全てを私が把握しているわけではありませんが、以前の委員会でお示した数が4業種で163件だったのですけれど、昨日時点の数字で個別に言いますと、美容業で517件、理容業で228件、クリーニング業で182件、公衆浴場業で13件、合計940件の申請が来ております。

県のホームページ、安心とくしまのステッカー掲示店舗につきましては、時系列の問題もあり直ちに掲載できていない状況ではあります。我々のほうで把握している申請店舗数は940件まで増えてきています。

これから更に増えていくという話を聞いていますので、適時更新して利用店舗が増えるように努力してまいりたいと考えております。

山田委員

940件まで来たということですが、我々のほうにもこの事業についての問い合わせが相当あるのです。ということで、恐らく県のほうにもあるので、この辺の状況についても御報告いただきたい。

あわせて、寄せられた意見の中で、全ての市町村のそれぞれの住民が使えるのか、利用できる店がそれぞれ24市町村にあるのかといういわゆる地理的な問題、もちろんいろんな地域があると思うのですけれどもあるのかないのか。また、販売店も含めてあるのかないのか。本当にそういうことを公平性を持ってやってくれという声もあったのですけれど

も、この点も含めて御答弁ください。

都築安全衛生課長

意見の状況につきましてですが、以前の公表の際は、事業者側がどうすれば利用店舗と
なれるのかというような意見が多く寄せられていました。ステッカー掲示を義務付けてい
ましたので、ステッカー掲示はどうしたらいいのか、事業者登録はどうしたらいいのかと
いう話がありました。

今週に入って、利用される側、県民から一体どこで買えるのかというような意見が多く
寄せられているところでもあります。

もう一つの質問の全ての市町村についてですが、販売方法について県民の利便性や地域
バランスを考慮し販売店舗の確保に努めてきたところでして、これにより県内最大手の
スーパーマーケットであるキョーエイをはじめとして、西部圏域ではデイリーマート、ま
た南部圏域ではフレッシュフーズオオキタ、スーパーニシミヤで販売することとなってお
ります。

この結果、販売店舗は県下全域の40店舗となっており、それぞれの地域でお住まいの
方々の生活圏や商業圏の範囲内に販売店舗は最大限含まれていると考えております。

個々の購入につきましては、本日公開しております専用ホームページにも全て載ってお
りますので御確認いただき、是非お近くの販売店で御購入いただいて、生活衛生4業種の
利用促進と事業継続支援に御協力いただければと考えております。

山田委員

時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、いずれにしてもある程度の県民が買え
るようにしないといけないのと、徳島がそうなるかどうかは別にして、高知市のように半
日で売れたという面もあるので、是非ともおじいさんやおばあさんも含めて利用できるよ
うな公平性というのを常に頭に置いて運用していただきたいということを申し上げて、質
問を終わります。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止の観
点から、今年度についても中止することといたしたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時35分）